

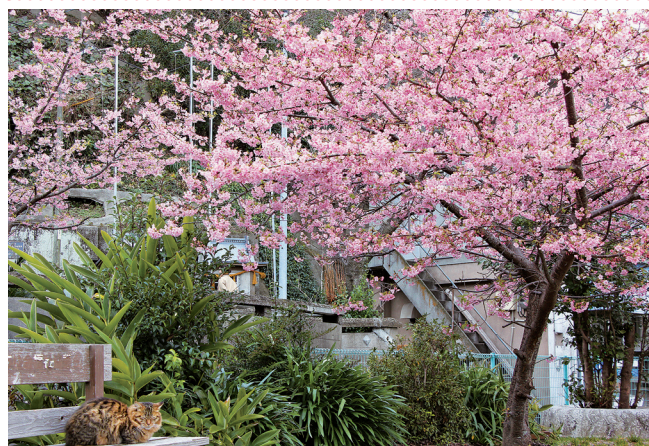
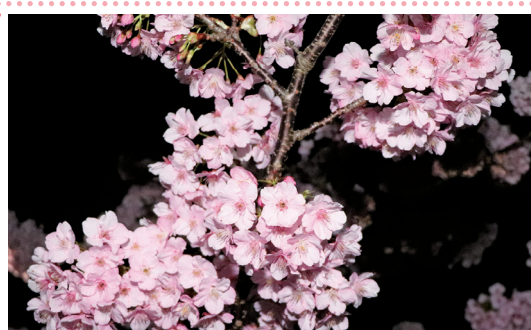


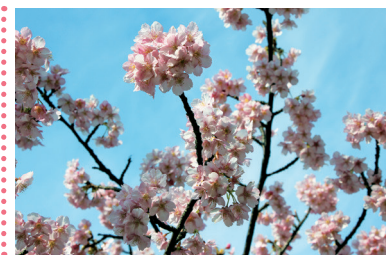
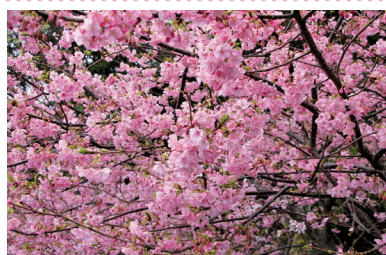
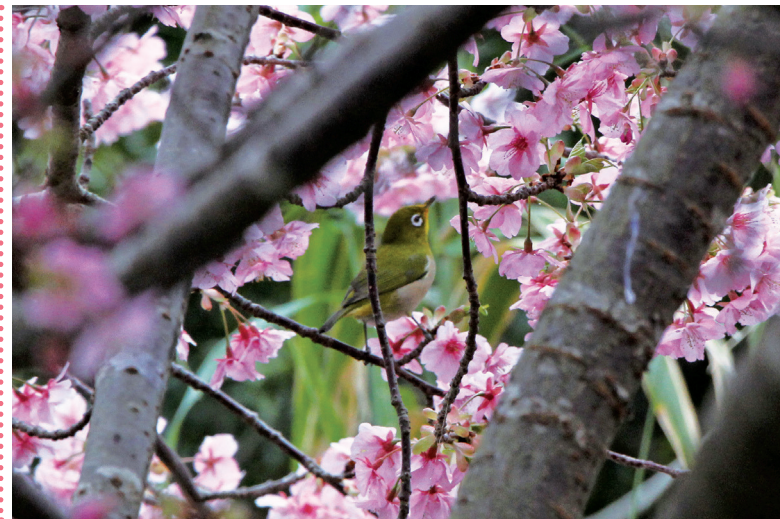
2月17日 第17回豊後水道絶景ウォーク～四浦半島かわづ桜ステージ～

- | | | |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ● 第7回豊後水道河津桜まつり……2～3 | ● こどもの病気対策法……………10 | ● お知らせ……………16～21 |
| ● つくみ観光市民講座……………4 | ● 子育て応援だより……………11 | ● 日直・当番等……………22～23 |
| ● 統一地方選挙……………5～7 | ● 福祉情報……………12～13 | ● トピックス……………24～25 |
| ● 第7回市内合同避難訓練……………8 | ● 公民館だより……………14 | ● すくすくつくみっ子／市長公務日誌・26 |
| ● 保健だより……………9 | ● こんにちは津久見高校です……………15 | |

第7回 豊後水道河津桜まつり

2月3日から開催されている「第7回豊後水道河津桜まつり」。今年は、昨年よりも早い開花となり、2月15日には津久見市観光協会から、河津桜の「満開宣言」が発表されました。イベント期間中は、地元の特産品や軽食を販売する「蔵谷特設お花見会場」や地場の魚介を使った海鮮焼きが味わえる「特設海鮮広場～四浦うみ畑～」、ひゅうが井、保戸島の特産品を販売する「保戸島うまいもん市場」など、各会場でたくさんの観光客が訪れ、早春に咲き誇る五千本の「津久見の河津桜」を楽しんでいました。





平成30年度 つくみ観光市民講座

～ テーマ 地域ぐるみの観光振興(仮) ～



つくみの未来を思い描くときに「観光」は欠かせないものになってきました。

観光客など地域外の人、遊び、買い物、飲食、宿泊、移動などは、まちの経済を支える大切な「糧」の1つになり、その中で生まれる交流もまた、私たちの生きがいつくりや、街の賑わいを支えはじめています。

今年度は、多くの人たちが、つくみの観光振興につながる取組にチャレンジしました。そこで、今回は、「地域ぐるみの観光振興(仮)」をテーマに、鳥羽市観光協会副会長で旅館海月・女将の江崎 貴久さんから、基調講演や取組へのアドバイスをいただく他、実践されたみなさまの取組を発表していただきます。どなたでも、ぜひお越しください。



○日 時：平成31年3月28日(木) 18:00～20:15

○場 所：津久見市民会館 2F会議室

○参加費：無 料(※申込は不要です)

○問合せ：津久見市商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

Tel: 0972-82-9542

つくみ☆力発見!

ぎょろっけチャンピオンコンテスト開催!

アンケートにご応募いただきありがとうございました。一次審査を通過したレシピの中から「ぎょろっけチャンピオン」を決定するコンテストを開催します。また、つくみのぎょろっけを応援するマスコットキャラクターも発表予定!! みなさま、ぜひご来場ください。

○日 時：平成31年3月10日(日) 14時より

○場 所：津久見市公民館

※コンテストは見学無料(※申込は不要です)

○問合せ：津久見飲食店組合 樋口 Tel: 0972-82-2002

マスコット
キャラクター!?

その一票 おおいた創る 第一歩

4月7日(日) 県知事選挙 県議会議員選挙

4月21日(日) 市議会議員選挙

今度の選挙は、私たちに最も身近な地方政治を託す代表者を選ぶ大切な機会です。明るく住みよい郷土を築くため貴重な一票を生かしましょう！！

選挙人名簿の登録について

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される人は、次のとおりです。



◆県知事・県議会議員選挙

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成13年4月8日までに生まれた人で、引き続き3箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②県知事選挙
平成30年12月20日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人
- ③県議会議員選挙
平成30年12月28日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人

◆市議会議員選挙

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成13年4月22日までに生まれた人で、引き続き3箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②平成31年1月13日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人

統一地方選挙における各種日程

区 分	県 知 事	県議会議員	市議会議員
選挙人名簿登録資格 決 定 基 準 日	3月20日(水)	3月28日(木)	4月13日(土)
選挙人名簿登録日	3月20日(水)	3月28日(木)	4月13日(土)
選挙期日の告示日	3月21日(木)	3月29日(金)	4月14日(日)
選挙期日(投票日)	4月7日(日)		4月21日(日)



県議会議員選挙・市議会議員選挙立候補予定者等説明会

県議会議員選挙および市議会議員選挙立候補予定者、同出納責任者に対し、立候補届出等に関する説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者または関係者の人は必ず出席してください。
なお、出席される人の印鑑が必要ですので、必ずご持参ください。

※出席者は、1候補につき2人以内でお願いします。

◆県議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月7日(木)午後2時～ 市役所新館2階会議室

◆市議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月27日(水)午後2時～ 市役所新館2階議会委員会室

期日前投票について

- ◎選挙人名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。
- ◎期日前投票ができる人は、投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、病気、天災や悪天候等やむを得ない一定の理由に該当することが見込まれる人です。



選挙の種類	期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
大分県知事	市役所大会議室	3月22日から4月6日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月4日から4月6日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		
県議会議員	市役所大会議室	3月30日から4月6日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月4日から4月6日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		
津久見市議会議員	市役所大会議室	4月15日から4月20日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月18日から4月20日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		

郵便による不在者投票について

身体に重度の障がいがある人等で、郵便等投票証明書を持っている人は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、**選挙期日の前4日まで**に投票用紙等の交付を請求しなければなりません。

※身体故障等で文字の書けない人等は、郵便による不在者投票の代理投票ができます。

郵便投票証明書の有効期間満了に伴う取扱いについて

郵便投票証明書の有効期間は、7年間です。有効期間経過後の証明書では郵便による不在者投票はできませんので、早めの更新をお願いします。また、この郵便投票証明書の交付を受けることのできる人は、公職選挙法施行令の規定による身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人および介護保険の被保険者証の区分が要介護5である人です。

※郵便投票証明書の交付手続きは、印鑑および障がいの程度が確認できるもの(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、要介護者被保険証)を持参してください。

不在者投票について

①指定病院、老人ホーム等の施設で行う投票 ②名簿登録地以外での投票 ③選挙期日には18歳に達するが、期日前投票の時点では、まだ18歳に達していない人の投票については従来どおり「不在者投票」を行うこととなります。

不在者投票は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、指定病院等または市役所選挙管理委員会前会議室において行うことができます。

船員の不在者投票について

船員は、選挙期日の告示があった日の翌日から**選挙期日の前日**までの間に、総務省令で指定する市町村(指定港所在市町村)の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙および不在者投票用封筒の交付を請求することができます。

※投票用紙等の請求には、**選挙人名簿登録証明書**および**船員手帳**の提示が必要となります。

投票日当日に津久見市で投票できる人

津久見市内に住所を有する満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上津久見市の住民基本台帳に記録されている人

※県知事・県議会議員選挙については、県内の他市町村から津久見市に転入し、上記に該当しない場合でも前住所地の選挙区で選挙人名簿に登録されていれば、その登録地において該当する選挙区の投票ができます。



投票の方法

☆県知事選挙の投票日当日の投票方法は、「**記号式**」投票です。

各投票所に備え付けの器具（ペン型スタンプ）を使って、投票しようとする候補者の氏名の上にある「○をつける欄」に○印を押してください。

☆県議会議員・市議会議員選挙の投票日当日の投票方法は、「**記名式**」投票です。

投票しようとする候補者の氏名を投票用紙に、はっきりと書いてください。

投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間	投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時	第9投票区	日見公民館	7時～17時
第2投票区	津久見小学校屋内運動場	7時～18時	第10投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第3投票区	千怒小学校屋内運動場	7時～18時	第11投票区	漁村センター	7時～17時
第4投票区	第二中学校屋内運動場	7時～18時	第12投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第5投票区	青江小学校屋内運動場	7時～18時	第13投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第6投票区	堅徳小学校屋内運動場	7時～18時	第14投票区	狩床地区集会所	7時～17時
第7投票区	長目小学校屋内運動場	7時～17時	第15投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第8投票区	無垢島地区集会所	7時～16時	第16投票区	大分県漁協保戸島支店	7時～17時

※今回の選挙から第4投票区「八戸区」の投票所を廃止し、第2投票区の津久見小学校屋内運動場に統合されます。これによりこれまで第5投票区であった第二中学校屋内運動場以降の投票区番号が一つずつ繰り上がっていますのでご注意ください。

※日代地区（赤崎区を除く。）の投票所が施設の老朽化のため福良区事務所から**日見公民館**に変更となります。今回の選挙から日代地区の投票所は**期日前投票も投票日当日も日見公民館**となりますのでご注意ください。

開票所と開票時間

☆投票日当日の午後8時から津久見市民体育館にて開票が行われます。

《 一票が築く明日の大分県 》



●問い合わせ先 / 津久見市選挙管理委員会事務局 ☎82-4117

第7回 市内合同避難訓練

3月17日(日)実施!

東日本大震災から8年が経過しようとしています。津久見市では、南海トラフの巨大地震の津波を想定し、今年度も市内合同の避難訓練を実施します。訓練に参加される各区では、自主防災会と地元消防団および防災士が協力して避難訓練を行っていただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※避難訓練等詳細については、各自主防災会(地区)に従ってください。

※当日、この訓練に地域行事等で参加できない地区もありますのでご注意ください。

※訓練に参加できない地区でも、防災スピーカーから市内一斉放送を行いますので、ご了承ください。

◆第7回市内合同避難訓練【3月17日(日)小雨決行 ※気象警報発令時は中止】

時 間	訓 練 項 目	訓 練 内 容
8:30～ 9:00	各地区消防積載車等による事前放送	消防団積載車等で、訓練が実施されることを地区住民へ周知するための事前放送。
8:45	津久見市防災行政無線による事前放送	防災スピーカーを使用し、市内全域への訓練実施周知の事前放送。
9:00	緊急地震速報(訓練放送)	防災スピーカーを使用し、訓練警報(緊急地震速報)を一斉放送します。
9:03	大津波警報発令(訓練放送)	防災スピーカーを使用し、訓練警報(大津波警報)を一斉放送します。
9:03	緊急エリアメール配信(訓練用メール)	市内に滞在する「ドコモ・au・ソフトバンク」の携帯電話に一方的に配信され、受信すると専用の着信音が流れます。受信するための登録は不要で、受信料などは無料です。(機種によっては配信されないこともあります)登録の有無にかかわらず配信されますので、ご理解ご協力をお願いします。
9:03～ 10:00頃	避難訓練(※避難開始)	大津波警報の発表、避難指示等を受けて避難開始。自主防災会・消防団は避難誘導を行ってください。 ※訓練ですので、けが等には十分注意し、無理をしないで対応可能な範囲内で訓練に参加してください。また、避難時は赤信号での停止や横断歩道の活用など、訓練では交通ルールを遵守してください。
	市災害対策本部設置	市役所は、災害対策本部を設置。
	地区災害対策本部設置	訓練参加地区(自主防災会)は、速やかに役員の招集を図り、地区災害対策本部を浸水区域外に設置。
	防災ヘリ・海上保安庁固定翼により上空からの避難誘導	上空より防災ヘリ・海上保安庁固定翼が避難誘導を行います。半島部の方は、防災ヘリ・固定翼が上空を通過時は、赤旗、黄旗のサイン旗を防災ヘリ・固定翼へ振ってください。
9:40頃～	避難者数の確認・報告	津波避難目標地点において、訓練参加者数の確認を行い、地区災害対策本部へ報告。
9:45～ 10:00	避難者数の集計・報告	自主防災会は、各避難場所より避難者数の報告を受け、区内の避難者人数を集計し、市災害対策本部へ報告。
10:00～	孤立地区からの救助訓練	孤立した地区から救助要請を受け、防災ヘリにて救助。(田ノ浦地区予定)
10:00～ 12:00	避難所開設運営訓練	二中体育館にて、警固屋地区、川上地区(新町・門前町)の住民を対象に避難所開設運営訓練を実施します。
避難訓練 終了後	各地区自主的訓練	津波避難訓練終了後、各地区で企画・立案した訓練を行います。(初期消火訓練・炊出し訓練・防災備品点検・半島部においての陸間、角落し訓練等)

●問い合わせ先 / 総務課 防災・地域コミュニティ班 ☎82-4111(内線246)



※子どもさんの体調が悪いときは、延期しましょう。
 ※母子健康手帳を忘れずに。
 ※案内時に同封した問診票を記入してお持ちください。

乳幼児健診

4カ月児健診
 3月7日(木) 市民会館
 受付 13時15分～13時30分
 対象 平成30年10月生まれ

10カ月児健診
 3月7日(木) 市民会館
 受付 13時30分～13時45分
 対象 平成30年5月生まれ

3歳6カ月児健診
 3月14日(木) 市民会館
 受付 13時15分～13時30分
 対象 平成27年8月・9月生まれ

乳幼児健診



子ども医療費助成(新小学1年生)の申請はお済みですか？

現在お持ちの『未就学児用受給資格者証』は、平成31年3月31日までの期限となっているため、4月1日受診分から『小・中学生用の受給資格者証』が必要となります。

まだ手続きがお済みでない方は、切換えの申請を受け付けていますので、下記の必要なものをお持ちいただき手続きしてください。

【必要なもの】

- ①保護者のマイナンバーカード
 ※通知書の場合は、申請者本人確認のため、運転免許証等(顔写真付き)が必要です
- ②印鑑(シャチハタ不可)
- ③対象園児の保険証

※申請のあった方には、『受給資格者証』を順次郵送いたします。

国民健康保険に加入されている方へ
特定健診(健康診査)受診調査票を郵送します

3月15日(金)に、国民健康保険加入者で19歳から74歳の方全員に、「2019年度特定健診(健康診査)・がん検診に関する受診調査票」を送付します。受診調査に必要な事項を記入の上、**4月5日(金)まで**に同封の返信用封筒にて返信してください。

ご協力お願いいたします。



大分県が運営する健康アプリ「あるとつくおおいた歩得」の利用のお知らせ

「おおいた歩得」は、大分県民の健康維持につながる生活習慣の定着化を図ることを目的に、無理せず楽しみながら参加でき、継続して利用できるアプリケーションです。

日常のウォーキングや健診などによって得られる健康ポイントが目標ポイントに達成すると「おおいた歩得カード」が画面に表示されます。

「おおいた歩得カード」は大分県内の協力店で提示することで特典を受けることができるお得なカードです。他にもランクアップにより、豪華商品を抽選でプレゼント！

みんなで健康になって、「おおいた歩得カード」を獲得しましょう。

大分県に在住の18歳以上
 (高校生を除く)の方が対象となります



アプリの無料ダウンロードはコチラ



iPhone版をダウンロード



Android版をダウンロード



お問合せ先：大分県福祉保健部健康づくり支援課 ☎097-506-2666

●申込・問い合わせ先 / 健康推進課 ☎82-9523

こどもの病気対策法^{①26}

—食物アレルギー—

大分大学客員教授 是 松 聖 悟

食物アレルギーに悩まされる子どもが増えています。遺伝、食生活、環境要因などが原因と考えられています。今月は、ご家庭でもできる、食物アレルギーにならないための、また、食物アレルギーになっても早く克服するための方法をお伝えします。

食物アレルギーが心配で、赤ちゃんに対して、卵などアレルギーになりやすいものを避けて離乳食を進めている保護者がおられますが、それは逆に食物アレルギーを引き起こしやすくさせます。恐れすぎずに、育児書に従ったしかるべき時期になったら、例えばゆで卵の卵黄などから、少しずつ食べさせてください。

次に大切なのはスキンケアと環境整備です。荒れた肌から体内に入ってくるものはアレルギーになりやすいのです。顔や口のまわりが荒れたまま母乳を飲む、離乳食を食べるなどは避けましょう。保湿剤や赤ちゃんでも使える

ステロイド軟膏で皮膚をきれいにしておきましょう。また、マットレスなどには微量ながら食物がこぼれていることも分かっています。その上で寝かせていることもお勧めしません。そのため、スキンケアと環境整備に努めましょう。

食べて蕁麻疹などが生じた場合は、食物アレルギーを発症した可能性があります。しかし、以後、その食物を完全除去する方法も良くありません。例えば卵焼きは食べられなくても、ゆで卵や加工品などは食べられることもあり、症状がでない範囲で食べていたほうが、食物アレルギーの克服につながります。

最後に血液でのアレルギー検査は参考程度に留めておいてください。陽性の食物でも食べられるものはありますので、血液検査をうのみにして、食べないとか、食べていたのに止めたなどはやめましょう。かかりつけの先生に御相談ください。

食物アレルギーの5つのポイント

発症予防には、

- ・ 離乳食の頃から少しずつ食べさせる。
- ・ スキンケアを行う。
- ・ 環境整備を行う。

発症した場合、早く治すためには、

- ・ 完全除去ではなく、食べられるものを見つけていく。

血液のアレルギー検査は、

- ・ 陽性でも食べられることはあるのでうのみにしない。





子育て応援だより No.189



★社会福祉課 子育て支援班★

津久見市地域子育て支援センター

じゃん・けん・ぽん

3月の
主な
イベント

「じゃん・けん・ぽん」は、火・水・木曜日の
週3日開設しています。お気軽にご利用ください。

- 3月 5日(火) リトミック教室 講師：山崎麻衣先生
- 3月 6日(水) 避難訓練
- 3月 7日(木) 赤ちゃんDAY
- 3月12日(火) ティータイム(要予約・託児あり)
- 3月13日(水) 身体測定
- 3月14日(木) 電車で出かけよう(要予約)
- 3月19日(火) おもいで製作
- 3月20日(水) 誕生会
- 3月26日(火) からだを動かそう
- 3月27日(水) 自由遊び

※5日(火)のリトミック教室に参加される方は10時30分までにお集まりください。

※7日(木)は1歳未満のお子さんが対象です。(1日中)なお、兄弟児の託児はいたしておりません。

※12日(火)はお母さんのティータイムです。7日までに申し込んでください。10時30分にお集まりください。

※13日(水)は上浦の児童館に電車遊びに行きます。お弁当を持って出かけましょう。予約が必要です。12組限定。12日までに申し込んでください。切符代がかかります。

※28日(木)は新年度準備のため、お休みさせていただきます。ご了承ください。

※活動内容は変更する場合があります。ご了承ください。ご不明な点があればお問い合わせください。

●問い合わせ先 子育て支援センター ☎83-5560

3月の児童館活動

なのはな児童館(地蔵町) ☎82-7287

やまびこクラブ

子どもお花教室

生け花を通して、花を生ける楽しさを感じてもらい、
子どもの想像力や集中力を養成します。

日 時 3月11日(月) 16時～

※利用料500円(花代)

※定員になり次第締め切らせていただきます。



図書館ボランティア “たんぽぽ”



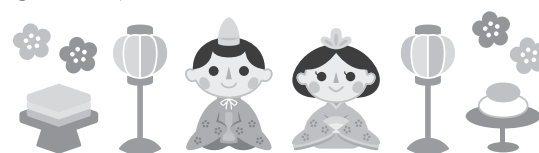
絵本の読み聞かせ・紙芝居・
パネルシアターなどみんなで楽しく遊ぼう!

※開始時間が変更しています。注意してください。

●日 時 3月 9日(土) 14時～
3月23日(土) 14時～

●場 所 市民図書館2階会議室

●問い合わせ先 市民図書館 ☎85-0080



なのはな児童館のご案内



子どもの健全な育成を図る活動を支援するため、活動場所の提供と子育ての相談に応じます。
また、地域の団体の活動を支援し、地域の子どもとの交流を図り、子どもが楽しめるような行事を企画し、みなさんに参加を呼びかけます。

■開 所 日 月曜日～土曜日(祝日は除く)

■場 所 津久見市地蔵町4-10

■利用時間 9:00～17:00

■費 用 児童館の利用は無料ですが、施設にかかった費用など徴収する場合があります。
(調理室を使用する時に別途徴収があります。)

※広いホールがあり、おもちゃ、遊具、絵本と充実しています。園庭も広く、ブランコ、滑り台等の遊具もあります。



<問い合わせ> なのはな児童館 津久見市地蔵町4-10 82-7287

福祉情報

3月手話通訳者設置日

▼3月の設置日

4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)

▼設置時間 8時30分～12時

13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎82・9519

ヨガ教室

▼日時 3月20日(水)

10時～

▼料金 無料

※動きやすい服装でお越しください。

※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

※定員になり次第締切らせていただきます。

▼場所・申込・問い合わせ先

地域活動支援センター

ぱれっと ☎83・5324

うばめ園交流事業

▼日時 3月18日(月)

10時～11時

▼内容 健康教室「演歌ビクス」※参加費は無料です。運動靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ先

うばめ園あゆみ

☎82・0353

心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療

に関する相談(心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関する事、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関する事)

▼相談日・相談担当者

専門医による相談日

3月14日(木)

▼相談場所 中部保健所

※要予約。面接相談です。

予約は前日の午前中までにお願ひ致します。

▼問い合わせ先

中部保健所 ☎62・9171

手話講習会(入門基礎課程)

手話に興味のある方お待ちしております!

- 期 間 / 平成31年4月3日～平成32年3月25日
(毎週水曜日 47講座)
- 場 所 / 津久見市公民館 1階研修室
- 時 間 / 19時～21時
- テキスト代 / 7,040円
- 申 込 締 切 / 3月22日(金)
- 申 込 ・ 問 合 せ 先 /



津久見市社会福祉協議会
津久見市社会福祉課

☎82-5000
☎82-9519

安心お守りキットに登録しませんか!

「安心お守りキット」とは障がいのある方や65歳以上の高齢者などが、病気やケガ等の緊急の場合に、ご自身の生命や身体にかかわる情報をいち早く医療機関などに伝えるためにあらかじめ備えるものです。

ご自身の状態や緊急連絡先、かかりつけ医等を記入した紙をプラスチック製の容器に入れてご自宅の冷蔵庫に保管することをルールとしています。

申請により、登録された情報などを「市役所」「社会福祉協議会」「消防署」「区長」「民生委員児童委員」等で共有することで、緊急時に迅速かつ的確な支援・救援を行うことが可能となります。



●登録申請・問い合わせ先 / 津久見市社会福祉課 ☎82-9519

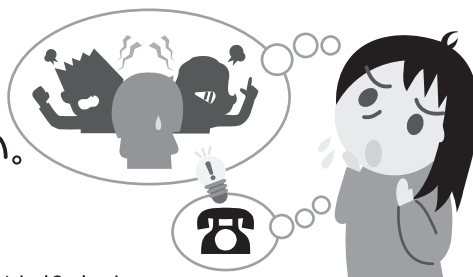
FAX82-9466

津久見市長寿支援課 ☎82-9533

障がい者を虐待から守りましょう

虐待は障がい者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対あってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。虐待を防ぐためには、一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待の疑いがあると思われた場合には、
障がい者虐待防止センターへ通報してください。



障がい者の虐待は……

- 虐待をしている人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待を受けている人が虐待だと認識できないで、被害を訴えられない場合があります。

障がい者虐待は3種類に分かれます

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

○養護者による障がい者虐待

障がい者の家族や同居する人による虐待のことです。

○障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことです。

○雇い主による障がい者虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

●問い合わせ先 / 津久見市障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)

E-mail:tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp

☎82-9519

FAX82-9466